【13】平成10年度試行的事業における要介護認定基準

- 1. 要介護状態に該当すること、及びその該当する要介護状態の区分の審査判定は、要介護認定基準時間 (次の各号に掲げる行為に必要と認められる一日あたり時間として高齢者の要介護時間等に関して別途行 われた調査(1分間タイムスタディ)に基づき推計される時間)が30分以上である者、又は30分以上であ る状態に相当すると認められる者について、別表に定める区分に従い行うものとする。
- (1) 身体に直接触れて行う入浴、排せつ、食事等の介助(直接生活介助)
- (2) 衣服等の洗濯、日用品の整理等の日常生活の世話等(間接生活介助)
- (3) 徘徊、不潔行動等の行為に対する探索、後始末等の対応(問題行動関連介助)
- (4) 嚥下訓練の実施、歩行訓練の補助等の身体機能の訓練及びその補助(機能訓練関連行為)
- (5) 呼吸管理、じょくそう処置等の実施等の診療の補助等(医療関連行為)
- 2. 要介護状態となるおそれがある状態に該当することの審査及び判定は、第1項に掲げる要介護状態の 区分に該当しない程度の状態であって、第1項第2号及び第4号に掲げる行為に必要と認められる一日あた り時間が5分以上である者、又は5分以上である状態に相当すると認められる者について行うものとする。

【別表】

区分	状態
要介護状態区分1	要介護認定基準時間が30分以上65分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護状態区分2	要介護認定基準時間が65分以上100分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護状態区分3	要介護認定基準時間が100分以上135分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護状態区分4	要介護認定基準時間が135分以上170分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
要介護状態区分5	要介護認定基準時間が170分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

【14】要介護者等に対するサービスの利用事例

要支援機能訓練の必要性にかんがみ、週2回の通所リハビリテーションが利用できる水準

要介護 1 排泄、入浴、清潔・整容、衣服の着脱等に一部介助が必要な状態であり、毎日何らかのサービスが利用できるサービス水準

要介護 2 排泄、入浴、清潔・整容等に、一部介助又は全介助が必要になる状態であり、かなりのリハビリテーションの働きかけができるよう、週3回の通所リハビリテーション又は通所介護を含め、毎日何らかのサービスが利用できる水準

要介護 3 排泄、入浴についての全介助のほか、清潔・整容、衣服の着脱に全介助が必要になることから、夜間(又は早朝)の巡回訪問介護を含め、1日2回のサービスが利用できる水準 医療の必要度が高い場合に、週3回の訪問看護サービスが利用できる水準 痴呆については、かなりの問題行動が見られることから、週4回の通所リハビリテーション 又は通所介護を含め、毎日サービスが利用できる水準

要介護 4 入浴、排泄、衣服の着脱、清潔・整容等の全般について全面的な介助が必要になることから、 夜間(又は早朝)の巡回訪問介護を含め、1日2~3回のサービスが利用できる水準 医療の必要度が高い場合に、週3回の訪問看護サービスが利用できる水準 痴呆については、かなりの問題行動が見られることから、週5回の通所リハビリテーション 又は通所介護を含め、毎日サービスが利用できる水準

要介護 5 生活全般にわたって、全面的な介助が必要になることから、早朝、夜間の巡回訪問介護を含め、1日3~4回程度のサービスが利用できる水準 医療の必要度が高い場合に、週3回の訪問看護サービスが利用できる水準